

平成22年度

温室効果ガス排出削減量連動型
中小企業グリーン投資促進事業

公 募 要 領

平成23年1月

一般社団法人 低炭素投資促進機構

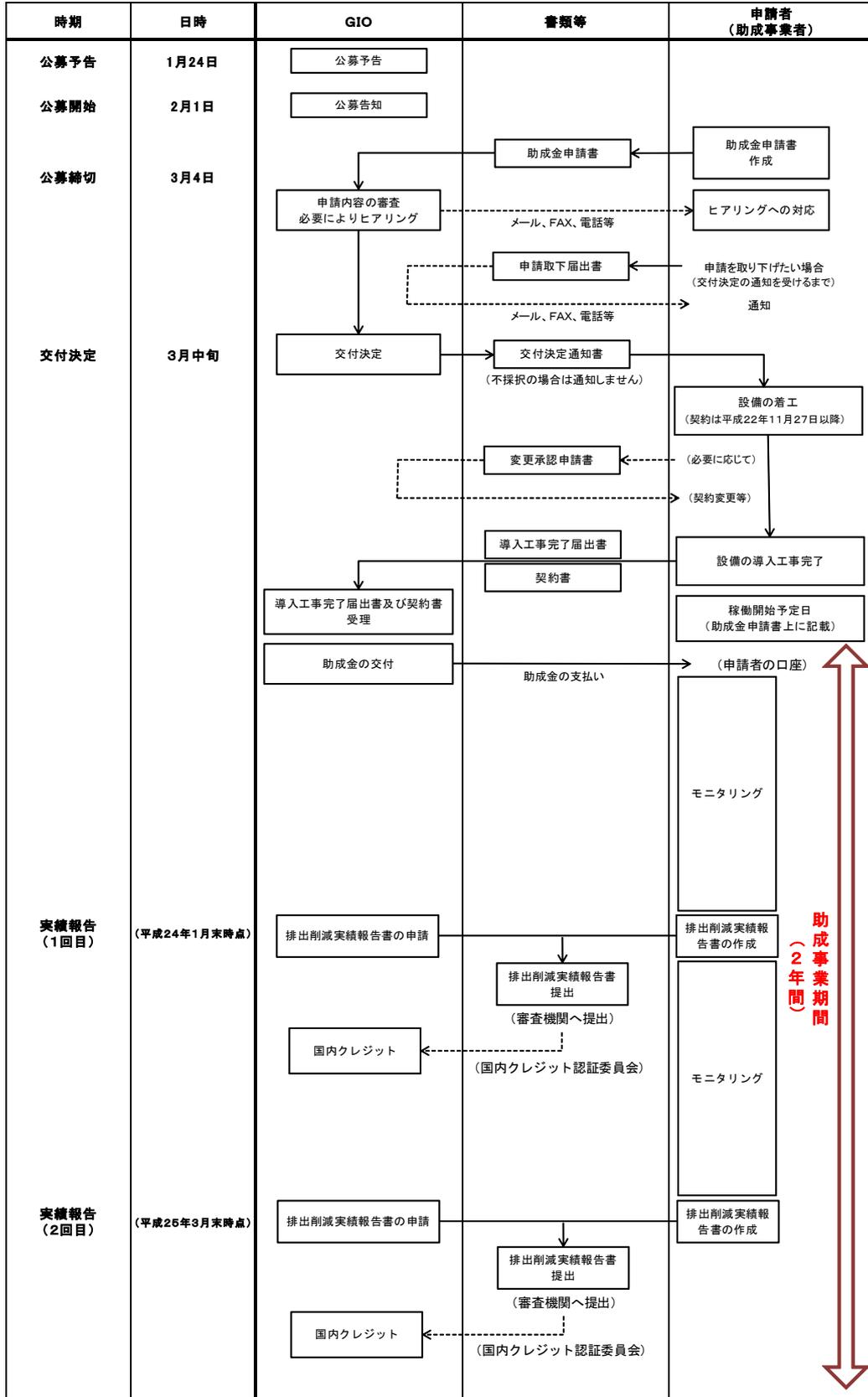
助成金の申請及び受給をされる皆様へ

本事業で交付する助成金は、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、助成金の申請をされる方、及び申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分に御認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「G I O」という。）に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 平成22年度第一次補正予算が成立した日（平成22年11月26日）以前において導入に係る契約をした設備については、助成金の交付対象とはなりません。また、助成金交付団体であるG I Oから助成金の交付決定通知を受ける前に、導入工事に着工（導入工事の全部又は一部を開始することをいう。以下同じ。）した設備についても、助成金の交付対象とはなりません。
3. 助成事業により取得した、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該財産の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、事前に処分内容等についてG I Oの承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合、G I Oは助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。あわせて、新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講ずるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 本事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

＜助成事業手続の一般的な流れ＞



公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

平成23年2月1日（火）～平成23年3月4日（金）

2. 書類提出先等

〒104-0033

東京都中央区新川1丁目5番18号 泉新川ビル6階

一般社団法人 低炭素投資促進機構 グリーン投資促進事業部 宛

TEL：03-6280-5798

FAX：03-6280-5796

※1) お問い合わせは、業務時間内（土・日・祝日を除く9：30～12：00 及び13：00～17：00）をお願いいたします。

※2) 上記以外の電話番号に御連絡いただいても、本事業に関するお問い合わせにはお答えできません。

3. 提出方法及び提出期限

申請書類の提出方法は、書留等による郵送（配達記録付）により受付し、締切日必着とします。

提出期限：平成23年3月4日（金）（必着）

4. 資料の配付

G I Oのホームページにおいて、公募要領、申請書類その他の各種様式等をダウンロードしてください。

(G I Oホームページ URL : <http://www.teitanso.or.jp/index.html>)

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金公募要領
目次

1. 事業概要

(1) 事業の背景及び目的

(2) 事業の概要

①助成事業

②助成事業者

③助成対象設備

④助成金の額

⑤助成事業期間

2. 実施方法

(1) 事業の公募

(2) 交付の申請

(3) 申請の取下げ

(4) 交付の決定及び助成金の額の確定

(5) 助成金の交付

(6) 国内クレジットの取扱い

(7) 助成事業の計画変更

(8) 助成事業の完了

(9) 実績報告

(10) 取得財産等の管理等

(11) 結果の公表

(12) 罰則・加算金等

(13) 個人情報の取扱い

3. 審査

(1) 審査方法

(2) 審査項目

4. スケジュール

5. 申請手続

1. 事業概要

(1) 事業の背景及び目的

我が国の経済は、2010年6月の「新成長戦略」、同年9月の「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」がそれぞれ打ち出されるも、依然として、回復力の弱さや先行きの下押しリスクを示す動きが続いており、景気を巡る環境の厳しさが増している状況にあります。このような厳しい経済情勢や先行き懸念を踏まえ、今般、「新成長戦略実現に向けたステップ2」が政府より打ち出されました。

本事業は、「新成長戦略実現に向けたステップ2」に示された「グリーン・イノベーションの推進～環境・エネルギー大国戦略～」のグリーン投資の促進の理念に基づいて、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第2条第3項第1号から第3号までに規定するエネルギー環境適合製品（以下「エネルギー環境適合製品」という。）を導入する中小企業者に対して、当該導入による温室効果ガス排出削減量見合いの助成金を支給するとともに、当該導入によって創出された国内クレジット（京都議定書達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、自主行動計画に参加していない者が行う排出削減事業に対し、所要の経路を通じて認証されるクレジットをいう。以下同じ。）の取得及び集約を行い、大企業等に売却することで、国内の排出削減成果を国内で有効に活用することにより、国内での資金循環を促し、環境と経済の両立を図ることを目的とするものです。

(2) 事業の概要

① 助成事業

②の要件を満たす事業者が行う、温室効果ガスの排出削減効果が見込まれる設備を新規又は更新により導入する事業が助成の対象となります。

② 助成事業者

下記Ⅰ及びⅡは、助成の対象となる事業者の要件であり、いずれにも該当することが必要です。

ただし、リース契約による設備の導入にあつては、下記の要件に該当する事業者が、リース保険契約（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第2条第6項に規定するリース保険契約をいう。）を締結したリース業者（当該リース保険契約を確実に締結することが見込まれるリース業者を含む。）との間で締結したリース契約に基づき設備導入を行う場合に限り認められ、リース業者との共同申請が必要となります。

Ⅰ 次のいずれかの要件に該当する者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業

者^{※1}、企業組合及び協業組合その他以下に記載する組合及びその連合会

- ▶ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ▶ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者
- ▶ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒飯組合、酒飯組合連合会及び酒飯組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人以下の従業員を使用する者

※1) 中小企業者の定義

○卸売業

資本金等の額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人事業主

○サービス業

資本金等の額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人事業主

○小売業

資本金等の額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人事業主

○製造業、建設業、運輸業、上記以外の業種

資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人事業主

ただし、以下の業種については、下記の基準が適用されます。

○ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社

又は個人事業主

○ソフトウェア業又は情報処理サービス業

資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
又は個人事業主

○旅館業

資本金等の額が5千万以下又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社
又は個人事業主

II 自主行動計画^{※2}に参加していない者

※2) 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、社団法人日本経済団体連合会（以下「日本経団連」という。）傘下の個別業種又は日本経団連に加盟していない個別業種が策定した個別業種単位での二酸化炭素排出削減計画をいう。

※3) 代理・代行申請は受け付けません。必ず申請者御自身で申請してください。ただし、国の委託事業として国内クレジット制度に係る手続支援を行う事業者（以下「ソフト支援実施機関」という。）が申請手続を無料で支援します。申請者は別表1に記載するソフト支援実施機関を1社選択し、担当者に連絡を取るようしてください。

※4) 一の申請者が複数の事業所で助成対象設備を導入し、助成金を申請する場合、事業所毎に申請してください。

③ 助成対象設備

詳細については別表2を御参照ください。なお、平成22年度第一次補正予算成立日（平成22年11月26日）以前に導入に係る契約を行っている設備、及びG I Oから助成金の交付決定通知を受ける前に導入工事に着工した設備については、助成の対象外とします。また、導入する助成対象設備の稼働開始予定日は原則として平成23年6月末までのいずれかの日に設定してください。

また、助成対象設備は、設備投資額に応じて設備導入を補助する他の国庫補助金の交付を受けていないものに限りです。

④ 助成金の額

助成事業者が導入する助成対象設備の稼働開始予定日^{※1}から2年が経過する日^{※2}までの間において削減されることが見込まれる温室効果ガスの量^{※3}に1 t-CO₂ 当たり3千円を乗じた金額とします。ただし、助成金の額は設備の導入に要した経費を上回ることはないものとします。

なお、温室効果ガスの排出削減見込量が年間50 t-CO₂ 未満の事業は、原則として助成の対象外とします（一の事業所に複数の設備を導入する場合であって、それらの温室効果ガスの排出削減見込量の合計が年間50 t-CO₂ 以上となる場合は、一の事業として扱い、助成対象とします。）。

※1）助成金の申請の際に提出する助成金申請書（温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)（10）第001号。以下「交付規程」という。）様式第1）に記載する稼働開始予定日をいいます。稼働開始予定日は、助成金の交付決定日以降である必要があります。

※2）例えば、平成23年6月1日を稼働開始予定日とする場合は、平成25年5月末日までの期間において削減されることが見込まれる温室効果ガスの量が助成金の算定対象となります。

※3）二酸化炭素以外の温室効果ガスである物質については、当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する係数をいう。）を乗じた量を温室効果ガスの量とします。当該係数については、別表3を御覧ください。

⑤ 助成事業期間

助成事業期間は、導入した設備の稼働開始予定日から2年間であって、助成金算定対象期間と同一です。

2. 実施方法

助成事業の実施については、交付規程によるほか、以下の規定によることとします。交付規程を御熟読の上、申請してください。

(1) 事業の公募

事業の公募開始に当たり、全国9カ所（札幌、仙台、東京、富山、名古屋、大阪、高松、広島、福岡）にて公募説明会を開催します。公募説明会のスケジュールは別表4を御覧ください。

(2) 交付の申請

申請される事業者は、後掲する所定の様式に従い、申請書類一式を作成し、正副各1部をG I Oに提出してください。なお、一の事業所に複数の設備を導入する場合、一の助成事業として申請いただけます。

(3) 申請の取下げ

申請を行った事業者は、当該申請を取り下げようとする場合、事前にG I Oの承認を受ける必要があります。

(4) 交付の決定及び助成金の額の確定

G I Oは、申請された事業が交付の要件等を満たしており、助成金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。（交付決定の通知その他のG I Oからの連絡等は、すべて「担当者連絡先」に記載されている住所、電話・F A X番号、電子メールアドレス宛に行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）なお、助成事業者は、G I Oから交付決定の通知を受けた後に助成対象設備の導入工事が可能となります。また、G I Oから交付決定の通知を受ける前に助成対象設備の導入工事に着工した場合は、交付決定を取り消します。

助成事業者に対して実際に交付する助成金の額は、申請書類に記載される温室効果ガスの排出削減見込量に1 t-CO₂ 当たり3千円を乗じた金額とします。

なお、助成事業の採否の決定に当たっては、「3. 審査（P. 13参照）」に基づき審査を行います。

(5) 助成金の交付

G I Oは、助成事業者から導入工事完了届出書（交付規程様式第3）及び助成対象設備の導入に係る契約書等を受理した後、速やかに当該助成事業者に対し、助成金の支払を行います。ただし、契約書等ではなく注文書等で導入工事を行った場合、導入工事が完了し

たことを確認できる書類も併せて提出してください。

なお、リース業者との間で締結したリース契約に基づき設備導入を行う場合、リース業者等と中小企業者等が共同申請した上で、導入工事完了届出書に加え、リース契約書及び助成事業期間のリース料から助成金相当分が減額されることを証明できる書類を提示してください。

(6) 国内クレジットの取扱い

交付決定の通知を受けた助成事業者は、国内クレジット制度（国内削減量認証制度）運営規則（以下「運営規則」という。）に基づき、G I Oを共同実施者として所要の手続きを行い、国内クレジットの認証を受けてください。また、助成事業者は交付決定の通知を受けた日から原則として30日以内に、申請時に提出する別紙2の事業計画書とは別に、ソフト支援実施機関の協力の下、運営規則に基づき、運営規則に規定する審査機関（以下単に「審査機関」という。）に排出削減事業計画の申請を行ってください。

本事業により平成25年3月末までの間に発生した温室効果ガス排出削減量に相当する国内クレジットについては、すべてG I Oが取得するものとします。

(7) 助成事業の計画変更

助成事業者は、交付決定の通知を受けた日以降、申請時の助成事業の内容、助成対象設備の導入工事完了予定日、稼働開始予定日等を変更、助成事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前にG I Oの承認を受ける必要があります。

なお、何らかの理由により助成対象設備による温室効果ガス排出削減量が増加する場合であっても、助成金額の増額は認められません。

(8) 助成事業の完了

助成事業は、その設備の稼働開始予定日から2年が経過した日をもって完了とします。

(9) 実績報告

助成事業者は、助成事業が完了するまでの間において、運営規則に基づき、原則として平成24年1月末時点及び平成25年3月末時点での排出削減実績報告書を審査機関に提出してください。G I Oは、助成事業者が排出削減実績報告書を審査機関に提出するに当たり、助成金申請書に記載された温室効果ガス排出削減見込量との間に著しく大きな乖離がないかを確認し、必要に応じて現地調査及び助成事業者に対しての指導を行います。

なお、助成金申請書に記載された温室効果ガス排出削減見込量と運営規則に基づく排出削減実績報告書における温室効果ガス排出削減量との乖離幅が、国内クレジット制度において通常生じうる乖離幅よりも著しく大きい場合は、交付決定の取消事由に該当し、既に

交付している助成金を返還いただく可能性があります。ただし、G I Oが認める特別の事情があった場合は、この限りではありません。

(10) 取得財産等の管理等

助成事業者は、取得財産等について、助成金算定対象期間最終日までの期間、善良な管理者の注意をもって管理し、その実施内容、体制等を十分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、助成金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、助成事業期間に取得財産等を処分しようとするときは、事前にG I Oの承認を受ける必要があります。

したがって、助成事業者において、処分又は処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に財産処分承認申請書（交付規程様式第7）をG I Oに提出してください。

(11) 結果の公表

G I Oは、助成金の交付決定後に、申請件数、採択件数、助成事業者名、事業概要等をG I Oのホームページで公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

(12) 罰則・加算金等

万一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、交付規程及びこの公募要領に違反があった場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- 交付規程及びこの公募要領による交付決定の取消、助成金の返還、加算金の計算及び納付並びに延滞金の納付。
- 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(13) 個人情報の取り扱い

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、G I Oが開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等の御連絡において、利用させていただくことがあります。

3. 審査

(1) 審査方法

G I Oは、助成金申請書に記載された事業内容等について審査を行い、採択案件を選定します。その際、必要に応じて申請者に対しヒアリング等を行うことがあります。

なお、採択は予算の範囲内で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

(2) 審査項目

下記の項目について審査を行い、採択者を決定します。

- 助成事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 設備導入による温室効果ガスの排出削減に関し、国内クレジットの認証が確実であること。
- 申請者の財務状況に大きな問題のないこと。

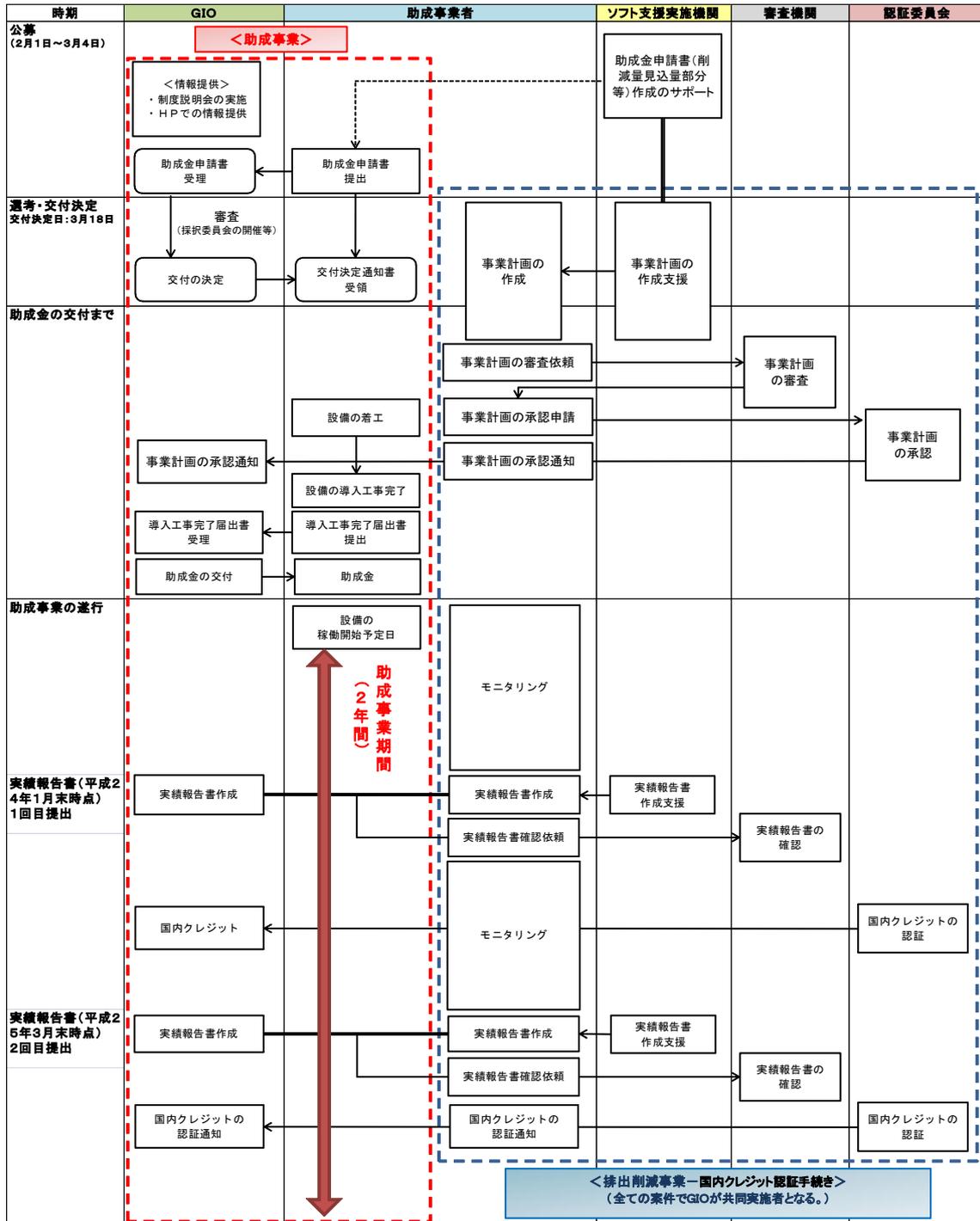
その他、政策的意義に基づき、採択者の決定を行います。なお、採択結果の内容に関するお問い合わせについては応じかねます。

4. 公募のスケジュール

公募期間：平成23年2月1日（火）～平成23年3月4日（金）

採択審査：平成23年3月7日（月）～

交付決定：～平成23年3月18日（金）



5. 申請手続

下記の資料を番号順にA4版で、正副各1部ずつ提出して下さい。

- (1) 提出書類チェックシート
- (2) 助成金申請書【交付規程様式第1】
- (3) 申請概要表【別紙1】
- (4) 事業計画書【別紙2】
- (5) 確認書【別紙3】
- (6) 添付資料
 - ・申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
 - ・財務諸表など財務状況が分かる資料（直近3カ年分）
 - ・宛名を明記した返信用封筒（切手不要）

※1) 審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

※2) 提出書類の返却はいたしません。

※3) 公募期間終了後における書類の変更・追加等は受け付けません。

【提出書類チェックシート】

- 助成事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行ってください。
- 本チェックシートを用いて、申請に必要な提出書類を確認してください。
- チェックした提出資料を各2部（正副各1部）御用意いただきます。様式第1及び別紙1～3をそれぞれA4サイズ用の紙に出力し、添付資料（返信用封筒を除く。）と共にチェックシートの項目順に書類を揃え、チェックシートと併せて綴じた上で提出してください（チェックシートは提出書類の先頭に綴じ込むこと。また、返信用封筒は綴じ込まずに添付して提出すること。）。

様式等番号	提出書類名	チェック
様式第1	助成金申請書	
別紙1	申請概要表	
別紙2	事業計画書	
別紙3	確認書	
添付資料	申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）	
	財務諸表など財務状況が分かる資料（直近3カ年分）	
	宛名を明記した返信用封筒（切手不要）	

※1）審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

※2）提出書類の返却はいたしません。

※3）代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者御自身で申請してください。

ただし、国内クレジットの手続支援を行うソフト支援実施機関が申請手続を無料で支援します。申請者は別表1に記載するソフト支援実施機関を1社選択し、担当者に連絡を取るようになしてください。

(様式第1)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金申請書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程(低炭素機構(G)(10)第001号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金の交付を申請します。

記

1. 助成事業の内容

2. 助成事業の目的

3. 助成金交付申請額

- (1) 助成事業による温室効果ガス排出削減見込量(2年分) t-CO2
(2) 助成金交付申請額 円

4. 助成対象設備の導入工事完了予定日

平成 年 月 日

5. 助成対象設備の稼働開始予定日

平成 年 月 日

(注) この申請書には、公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(別紙1)

申請概要表

1. 申請者の概要

(1) 申請の概要

申請者名			
申請者の種別	1. 中小企業者 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業主	2. その他 ()	
従業員数 (人)		資本金又は出資金の額 (円)	
主たる業種		設立年月日	年 月 日
他の国庫補助金の受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
自主行動計画への参加の有無	<input type="checkbox"/> 参加している <input type="checkbox"/> 参加していない		

(リース契約等による設備導入の場合、リース業者等を共同申請者として記載)

共同申請者名			
住所			
担当者氏名			
部署・役職名			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			
リース業者の リース保険契 約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 确实 <input type="checkbox"/> 無		

(2) 助成事業を実施する事業所

事業所名			
事業所住所			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

(3) 申請担当者

担当者氏名			
部署・役職名			
住所			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

(4) ソフト支援実施機関

事業者名			
住所			
担当者氏名			
部署・役職名			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

2. 助成事業に係る導入設備

助成事業の種別	1. 新設	2. 更新
助成事業実施後の設備		
設備内容 (メーカー・型番)		
法定耐用年数		
設備効率		
備考		
助成事業実施前の設備 (※)		
設備内容 (メーカー・型番)		
設備導入時期		
法定耐用年数		
設備効率		
備考		

※ 新設の場合、国内クレジット認証委員会規程第3号の2に基づく標準的な設備（以下単に「標準的な設備」という。）について記載すること。

※ 一の事業所に導入する複数の設備について申請する場合は、必要に応じて欄を設けて記載すること。

(別紙2)

事業計画書

1. 温室効果ガス排出削減量計画

期間	ベースライン 排出量(t-CO2)	助成事業実施後 排出量(t-CO2)	排出削減見込量 (t-CO2)
2011年度 (年 月 日～ 年 月 日)			
2012年度 (年 月 日～ 年 月 日)			
2013年度 (年 月 日～ 年 月 日)			
合計			

2. 排出削減事業に適用する方法論 (運営規則に規定する排出削減方法論をいう。以下同じ。)

方法論番号	方法論名称

(複数の方法論を採用する場合、必要に応じて欄を設け記載すること。)

※ 複数の方法論を採用する場合は、方法論ごとに排出削減量見込量の計算結果を記入すること。なお、それらの合算値が年間50 t-CO2未満の場合、原則として申請の対象外とする。

3. 投資回収に関する情報

(助成対象設備)

(単位：千円)

設備投資額 (①)	
助成金申請金額 (②)	
既に交付が決定している他の補助金 (自治体によるもの等) の額 (③)	
純投資額 (④=①-②-③)	

(既存設備の発生したコスト)

過去1年間のエネルギーコスト (⑤)	
過去1年間のランニングコスト (⑥)	
既存設備の発生したコスト (⑦=⑤+⑥)	

※ 新規導入の際は標準的な設備における数値を記入。

(助成事業による導入後の設備において発生するコスト)

助成事業実施後のエネルギーコスト (⑧)	
助成事業実施後のランニングコスト (⑨)	
助成事業実施後に発生するコスト (⑩=⑧+⑨)	

(投資回収年数の算出)

投資回収年数 (⑪=④÷(⑦-⑩))	年
--------------------	---

※ なお、事後的に他の補助金の交付があった場合において、投資回収年数が3年に満たなくなったときは、交付決定の取消を行うことがあります。

(別紙3)

確認書

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

ソフト支援実施機関
住 所
名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金の申請をするに当たり、申請者_____が行う助成事業による温室効果ガス排出削減見込量等の記載事項が適切であり、国内クレジット制度に係る排出削減事業計画の提出に当たって問題が無いことを確認しました。

別表1 ソフト支援実施機関一覧

ソフト支援事業者	お問い合わせ先	担当者
株式会社あらたサステナビリティ	東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル TEL: 03-3546-8420 E-mail: aarataj-credit@jp.pwc.com	早川(ハヤカワ) 本多(ホンダ)
株式会社排出権取引市場	東京都港区赤坂6-1-20 TEL: 03-3586-4122 E-mail: contact@jcx.co.jp	衛藤(エトウ) 村上(ムラカミ)
環境経済株式会社	東京都中央区京橋1-8-13 花月ビル2F TEL: 03-6228-6850 E-mail: kantaro-ozaki@kankyo-keizai.jp	尾崎(オザキ)
テス・エンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-13-13 共同ビル4階(東京支店) TEL: 03-5645-7213 E-mail: s.ueda@tess-eng.co.jp	上田(ウエダ)
日本テピア株式会社	(東京本社) 東京都江東区東陽7-2-14東陽MKビル4F TEL: 03-5857-4862 E-mail: sumiyamamt@tepia.co.jp (大阪本社) 大阪市西区南堀江1-7-4パロスビル7F TEL: 06-6533-8018 E-mail: kinouchirt@tepia.co.jp	富川(トミカワ) 住山(スミヤマ) 木内(キノウチ)
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区神田錦町2-3 TEL: 03-5281-7588 E-mail: kokunai_credit@mizuho-ir.co.jp	田原(タバル) 北林(キタバヤシ)

※ 五十音順に記載しております。

別表2 助成対象設備

設備の種類	設備の概要	対応する国内クレジット排出削減方法論																				
太陽光発電設備	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールの変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン結晶系太陽電池</td> <td>13.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>7.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>8.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 太陽電池モジュールの変換効率は、太陽電池モジュールのセル変換効率を指すものとし、シリコン結晶系太陽電池及びシリコン薄膜系太陽電池にあつては、日本工業規格C8960に定める真性変換効率をいい、太陽電池の接続等の非発電領域面積を除く有効発電面積を基に算出された効率をいう。化合物系太陽電池にあつてもこれに準ずるものとする。</p>	区分	基準変換効率	シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント	化合物系太陽電池	8.0パーセント	・太陽光発電設備の導入												
区分	基準変換効率																					
シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント																					
シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント																					
化合物系太陽電池	8.0パーセント																					
風力発電装置	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。	・風力発電設備の導入																				
水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る。	・小規模水力発電設備の導入																				
太陽熱利用装置	熱交換により太陽熱を利用するための装置をいう。	・太陽熱を利用した熱源設備の導入 ・太陽熱を利用した熱源設備の新設																				
雪氷熱利用装置	雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するものに限る。	・雪氷融解熱のエネルギー利用																				
バイオマス利用装置	<p>バイオマス利用装置(次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの</p>	<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電機の新設 ・バイオマスを燃料とする発電機の新設 <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーの更新 ・バイオマスを燃料とするボイラーの新設 ・バイオマスを燃料とするストーブへの更新 <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料製造設備の導入及び化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り換え 																				
高効率蒸気ボイラ	<p>蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するものうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの。</p>	・ボイラーの更新 ・バイオマスを燃料とするボイラーの新設																				
高効率温水ボイラ	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。	・ボイラーの更新 ・バイオマスを燃料とするボイラーの新設																				
熱電併給型動力発生装置	<p>エンジン(希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。)又はタービン(予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 出力が10キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの ロ 出力が10キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするものうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの</p>	・コージェネレーションの導入 ・コージェネレーションの新設																				
高効率電動機	<p>低圧三相かご形誘導電動機のうち、日本工業規格C4212に定める試験方法により測定した効率値が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準効率値以上のものに限る。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準効率値</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>定格出力(キロワット)</th> <th>極数(極)</th> <th>周波数(ヘルツ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">全開形電動機</td> <td rowspan="4">0.2</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>71.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>74.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基準効率値		種別	定格出力(キロワット)	極数(極)	周波数(ヘルツ)	全開形電動機	0.2	2	50	70.0	60	71.0	4	50	72.0	60	74.0	・間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入
区分		基準効率値																				
種別	定格出力(キロワット)	極数(極)	周波数(ヘルツ)																			
全開形電動機	0.2	2	50	70.0																		
			60	71.0																		
		4	50	72.0																		
			60	74.0																		

高効率電動機(つづき)

0.4	2	50	76.0
		60	77.0
	4	50	76.0
		60	78.0
	6	50	78.0
		60	76.0
0.75	2	50	77.5
		60	78.5
	4	50	80.5
		60	82.5
	6	50	78.5
		60	80.0
1.5	2	50	83.0
		60	84.0
	4	50	82.5
		60	84.0
	6	50	88.0
		60	84.5
2.2	2	50	84.5
		60	85.5
	4	50	85.5
		60	87.0
	6	50	84.5
		60	86.0
3.7	2	50	87.0
		60	87.5
	4	50	86.0
		60	87.5
	6	50	86.0
		60	87.0
5.5	2	50	88.0
		60	86.5
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.0
		60	89.0
7.5	2	50	88.5
		60	89.0
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.5
		60	89.5
11	2	50	90.0
		60	90.2
	4	50	90.2
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.2
15	2	50	90.0
		60	90.2
	4	50	90.6
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.2
18.5	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	91.7
		60	92.4
	6	50	91.0
		60	91.7
22	2	50	91.0
		60	91.0
	4	50	91.7
		60	92.4
	6	50	91.0
		60	91.7
30	2	50	91.4
		60	91.7
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	91.7
		60	92.4

高効率電動機(つづき)

5.5	2	50	87.0
		60	87.5
	4	50	87.5
		60	88.5
	6	50	87.0
		60	88.5
7.5	2	50	88.0
		60	88.5
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.0
		60	89.0
11	2	50	89.0
		60	89.5
	4	50	90.0
		60	90.6
	6	50	89.0
		60	90.0
15	2	50	89.5
		60	90.2
	4	50	90.2
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.6
18.5	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	90.6
		60	91.4
	6	50	90.6
		60	91.4
22	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	91.4
		60	92.1
	6	50	91.0
		60	91.7
30	2	50	91.0
		60	91.4
	4	50	91.7
		60	92.1
	6	50	91.4
		60	92.1
37	2	50	91.4
		60	91.7
	4	50	92.1
		60	92.4
	6	50	91.7
		60	92.4
45	2	50	91.7
		60	92.1
	4	50	92.1
		60	92.7
	6	50	92.1
		60	92.7
55	2	50	92.1
		60	92.4
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	92.4
		60	93.0
75	2	50	92.4
		60	92.7
	4	50	92.7
		60	93.3
	6	50	92.4
		60	93.0
90	2	50	92.7
		60	93.0
	4	50	93.0
		60	93.6
	6	50	92.7
		60	93.3

高効率電動機(つづき)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="6">110</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">132</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">160</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>94.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>94.1</td> </tr> </table> <p>(備考)「定格出力」とは、軸において連続して使用可能な機械的出力をいう。</p>	110	2	50	93.0	60	93.3	4	50	93.3	60	93.6	6	50	93.0	60	93.6	132	2	50	93.3	60	93.6	4	50	93.3	60	93.9	6	50	93.3	60	93.9	160	2	50	93.9	60	94.1	4	50	93.6	60	94.5	6	50	93.6	60	94.1	
110	2			50	93.0																																													
			60	93.3																																														
	4		50	93.3																																														
			60	93.6																																														
	6		50	93.0																																														
		60	93.6																																															
132	2	50	93.3																																															
		60	93.6																																															
	4	50	93.3																																															
		60	93.9																																															
	6	50	93.3																																															
		60	93.9																																															
160	2	50	93.9																																															
		60	94.1																																															
	4	50	93.6																																															
		60	94.5																																															
	6	50	93.6																																															
		60	94.1																																															
高効率変圧器	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第18号に掲げる変圧器のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成14年経済産業省告示第438号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が、油入変圧器にあっては100分の144以上のもの、モールド変圧器にあっては100分の148以上のものに限る。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>相数</th> <th>定格 周波数</th> <th>定格 容量</th> <th>基準 エネルギー 消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">油入 変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 15.3S^{0.696}$</td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 14.4S^{0.698}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 23.8S^{0.653}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 9.84S^{0.842}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 22.6S^{0.651}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 18.6S^{0.745}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モー ルド 変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 22.9S^{0.647}$</td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 23.4S^{0.643}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 33.6S^{0.626}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 24.0S^{0.727}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td>$E = 32.0S^{0.641}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td>$E = 6.1S^{0.716}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率 S: 定格容量(単位キロボルトアンペア)</p>	区分	相数	定格 周波数	定格 容量	基準 エネルギー 消費効率	油入 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$	60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 23.8S^{0.653}$	500キロボルト アンペア超	$E = 9.84S^{0.842}$	60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 22.6S^{0.651}$	500キロボルト アンペア超	$E = 18.6S^{0.745}$	モー ルド 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 22.9S^{0.647}$	60ヘルツ		$E = 23.4S^{0.643}$	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 33.6S^{0.626}$	500キロボルト アンペア超	$E = 24.0S^{0.727}$	60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 32.0S^{0.641}$	500キロボルト アンペア超	$E = 6.1S^{0.716}$	・高効率変圧器への更新					
区分	相数	定格 周波数	定格 容量	基準 エネルギー 消費効率																																														
油入 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$																																														
		60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$																																														
	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 23.8S^{0.653}$																																														
			500キロボルト アンペア超	$E = 9.84S^{0.842}$																																														
		60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 22.6S^{0.651}$																																														
			500キロボルト アンペア超	$E = 18.6S^{0.745}$																																														
モー ルド 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 22.9S^{0.647}$																																														
		60ヘルツ		$E = 23.4S^{0.643}$																																														
	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 33.6S^{0.626}$																																														
			500キロボルト アンペア超	$E = 24.0S^{0.727}$																																														
		60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 32.0S^{0.641}$																																														
			500キロボルト アンペア超	$E = 6.1S^{0.716}$																																														
高効率切削加工機	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。	・工作機械の更新																																																
高効率研削盤	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。	・工作機械の更新																																																
高効率特殊加工機	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。	・工作機械の更新 ※GIS B 0105に定められている設備のみ																																																
高効率液圧プレス	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。	・プレス機械の更新																																																
サーボ駆動式機械プレス	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。	・プレス機械の更新																																																
高効率鍛造機	鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。 イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの	・プレス機械の更新																																																

低燃費型建設機械	土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからホまでのいずれかに該当するものに限る。 イ 作業強度に応じて、エンジンの回転数を制御し、又は作動部に供給される油圧を切り換える機構を有するもの ロ 作動部の操作レバーの位置が中立であるときのエンジン回転をアイドル回転とする機構を有するもの ハ 作動部の負荷を検知して、油圧を調整するポンプを有するもの ニ 作動部の作業状態に対応して変化する油圧ポンプの負荷を検知して当該油圧ポンプの合計馬力をエンジン馬力以内に制御する機構を有するもの ホ 油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構を有するもの	・電動式建設機械・産業車両への更新 ※電動化のみ																						
高効率燃焼式工業炉	燃焼式工業炉のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。 イ 廃熱回収装置(リジェネレータ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。)を有するもの ロ プロセスガス低減装置を有するもの ハ 空燃比精密制御装置を有するもの	・工業炉の更新																						
高効率電気式工業炉	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。	・工業炉の更新																						
断熱強化型工業炉	工業炉のうち、炉内部壁が高性能断熱材によって構成されているものに限る。	・工業炉の更新																						
原材料予熱型工業炉	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。	・工業炉の更新																						
高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。	・工業炉の更新																						
高効率吸収式冷凍機	空調調用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(日本工業規格B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る	・空調設備の更新 ・フリークーリングの導入																						
高効率吸収式冷温水機	空調調用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る	・空調設備の更新 ・フリークーリングの導入																						
廃熱投入型吸収式冷凍機	冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る	・空調設備の更新 ・フリークーリングの導入																						
廃熱投入型吸収式冷温水機	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る	・空調設備の更新 ・フリークーリングの導入																						
高効率ターボ冷凍機	空調調用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る	・ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 ・ヒートポンプの導入による熱源設備の新設 ・空調設備の更新 ・フリークーリングの導入																						
高効率ヒートポンプ熱源機	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。 ロ 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。	・ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 ・ヒートポンプの導入による熱源設備の新設 ・空調設備の更新 ・空調設備の新設																						
高効率ガスエンジンヒートポンプ	室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以上のものに限る	・空調設備の更新 ・空調設備の新設																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>消費エネルギー効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冷房能力(kw) 7.1超 28未満</td> <td>適合機種</td> <td>1.42</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">28以上 35未満</td> <td>適合機種</td> <td>1.67</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">35以上 67未満</td> <td>適合機種</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">67以上</td> <td>適合機種</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)「消費エネルギー効率」は、日本工業規格B8627-1に適合する製品にあっては、同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、それ以外の製品にあっては、室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。</p>	区分	消費エネルギー効率	冷房能力(kw) 7.1超 28未満	適合機種	1.42	適合外機種	1.15	28以上 35未満	適合機種	1.67	適合外機種	1.33	35以上 67未満	適合機種	1.86	適合外機種	1.33	67以上	適合機種	1.86	適合外機種	1.23	
区分	消費エネルギー効率																							
冷房能力(kw) 7.1超 28未満	適合機種	1.42																						
	適合外機種	1.15																						
28以上 35未満	適合機種	1.67																						
	適合外機種	1.33																						
35以上 67未満	適合機種	1.86																						
	適合外機種	1.33																						
67以上	適合機種	1.86																						
	適合外機種	1.23																						

<p>高効率家庭用エアコンディショナー</p>	<p>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンディショナーであって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="486 369 813 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>ユニットの形態</th> <th>冷房能力</th> <th>室内機の寸法タイプ</th> <th>エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">直吹き形で壁掛け形のもの</td> <td rowspan="2">3.2キロワット以下</td> <td>寸法規定タイプ</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>寸法フリータイプ</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.2キロワット超 4.0キロワット以下</td> <td>寸法規定タイプ</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>寸法フリータイプ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.0キロワット超 5.0キロワット以下</td> <td></td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.0キロワット超 6.3キロワット以下</td> <td></td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く)</td> <td>3.2キロワット以下</td> <td></td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>3.2キロワット超 4.0キロワット以下</td> <td></td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>4.0キロワット超 28.0キロワット以下</td> <td></td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの</td> <td>4.0キロワット以下</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>4.0キロワット超 7.1キロワット以下</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>7.1キロワット超 28.0キロワット以下</td> <td></td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)「寸法規定タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種をいう。「寸法フリータイプ」とは、寸法規定タイプ以外のものをいう。</p>	区分		基準エネルギー消費効率		ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	エネルギー消費効率	直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8	寸法フリータイプ	6.6	3.2キロワット超 4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9	寸法フリータイプ	6	4.0キロワット超 5.0キロワット以下		5.5		5	5.0キロワット超 6.3キロワット以下		4.5			直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く)	3.2キロワット以下		5.2	3.2キロワット超 4.0キロワット以下		4.8	4.0キロワット超 28.0キロワット以下		4.3	マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下		5.4	4.0キロワット超 7.1キロワット以下		5.4	7.1キロワット超 28.0キロワット以下		5.4	<p>・空調設備の更新 ・空調設備の新設</p>
区分		基準エネルギー消費効率																																																	
ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	エネルギー消費効率																																																
直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8																																																
		寸法フリータイプ	6.6																																																
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9																																																
		寸法フリータイプ	6																																																
	4.0キロワット超 5.0キロワット以下		5.5																																																
			5																																																
	5.0キロワット超 6.3キロワット以下		4.5																																																
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く)	3.2キロワット以下		5.2																																																
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下		4.8																																																
	4.0キロワット超 28.0キロワット以下		4.3																																																
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下		5.4																																																
	4.0キロワット超 7.1キロワット以下		5.4																																																
	7.1キロワット超 28.0キロワット以下		5.4																																																
<p>高効率業務用エアコンディショナー</p>	<p>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="486 1653 837 2022"> <thead> <tr> <th>区分形態及び機能</th> <th>室内機の種類</th> <th>冷房能力</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">複数組合せ形のもの及び下記以外のもの</td> <td rowspan="4">四方向力セット形</td> <td>3.6キロワット未満</td> <td>E=6.0</td> </tr> <tr> <td>3.6キロワット以上10.0キロワット未満</td> <td>E=6.0-0.083×(A-3.6)</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>E=6.0-0.12×(A-10)</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>E=5.1-0.060×(A-20)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3.6キロワット未満</td> <td>E=5.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	基準エネルギー消費効率	複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向力セット形	3.6キロワット未満	E=6.0	3.6キロワット以上10.0キロワット未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	E=6.0-0.12×(A-10)	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=5.1-0.060×(A-20)			3.6キロワット未満	E=5.1	<p>・空調設備の更新 ・空調設備の新設</p>																															
区分形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	基準エネルギー消費効率																																																
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向力セット形	3.6キロワット未満	E=6.0																																																
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	E=6.0-0.083×(A-3.6)																																																
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	E=6.0-0.12×(A-10)																																																
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=5.1-0.060×(A-20)																																																
			3.6キロワット未満	E=5.1																																															

高効率業務用エアコンディショナー(つづき)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">四方向力セット形以外</td> <td>3.6キロワット以上10.0キロワット未満</td> <td>$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>$E=5.1-0.10 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>$E=4.3-0.050 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの</td> <td>10.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7$</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.11 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上40.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.065 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td>40.0キロワット以上50.4キロワット以下</td> <td>$E=4.8-0.040 \times (A-40)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの</td> <td rowspan="2">直吹き形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>$E=4.9$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>$E=4.9$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>$E=4.7$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>$E=4.7$</td> </tr> </table>	四方向力セット形以外	3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$	マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	10.0キロワット未満	$E=5.7$	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	$E=4.9$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.9$	ダクト形	20.0キロワット未満	$E=4.7$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.7$		
四方向力セット形以外	3.6キロワット以上10.0キロワット未満		$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$																											
	10.0キロワット以上20.0キロワット未満		$E=5.1-0.10 \times (A-10)$																											
	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$																												
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	10.0キロワット未満	$E=5.7$																												
	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$																												
	20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$																												
	40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$																												
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	$E=4.9$																											
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.9$																											
	ダクト形	20.0キロワット未満	$E=4.7$																											
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.7$																											
(備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下同じ。 3 E及びAは次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率 A: 冷房能力(単位キロワット)																														
蓄熱式空調装置	空調用の冷温水を供給する空調装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率(定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)又は定格日量加熱効率(定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)が2.2以上のものに限る		・空調設備の更新 ・空調設備の新設																											
水蓄熱式空調機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空調機であって、1の室外機につき、2以上の室内機(室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。)及び水蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のものに限る		・空調設備の更新 ・空調設備の新設																											
冷媒用コンデンシングユニット	インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る		・空調設備の更新 ・空調設備の新設																											
高効率業務用冷凍冷蔵庫	業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る		・冷蔵・冷凍設備の更新																											
高効率ショーケース	ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は直管形40形高周波点灯専用形蛍光灯(本工業規格C7617-2に規定する方法により測定した蛍光灯単体の全光束値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光束をルーメンで表した数値を、本工業規格C8105-3で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに限る。)、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するものに限る		・冷蔵・冷凍設備の更新																											
高効率ヒートポンプ式給湯機	業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る		・ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 ・ヒートポンプの導入による熱源設備の新設																											
高効率業務用ガス給湯器	業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る		・ボイラーの更新 ・バイオマスを燃料とするボイラーの新設																											
省エネルギー型自動販売機	省エネ法施行令第21条第17号に掲げる自動販売機のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省告示第289号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が100分の62以上のものに限る	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>自動販売機の種別</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>コールド専用機又はホットエアコールド機</td> <td>$E=0.218V+401$</td> </tr> </table>	区分	自動販売機の種別	基準エネルギー消費効率		コールド専用機又はホットエアコールド機	$E=0.218V+401$	・自動販売機の更新																					
区分	自動販売機の種別	基準エネルギー消費効率																												
	コールド専用機又はホットエアコールド機	$E=0.218V+401$																												

省エネルギー型自動販売機(つづき)

缶・ ボトル 飲料	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)		$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの 電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+350$ $E=0.482Va+500$
紙容器 飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)	$E=0.306Vb+954$
	ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)	$E=0.63Vb+1474$	
	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.477V+750$
ホットアンドコールド機		$E=0.401Vb+1261$	
カップ式 飲料			$E=1020(T \leq 1500)$
			$E=0.293T+580(1500 < T)$

- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- E、V、Va、Vb、Tは、次の数値を表すものとする。
E: 基準エネルギー消費効率(単位キロワット時毎年)
V: 実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位リットル)
Va: 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位リットル)
Vb: 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位リットル)
T: 調整熱容量(湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。)(単位キロジュール)

高効率照明器具

省エネ法施行令第21条第3号に掲げる蛍光灯のみを主光源とする照明器具のうち、蛍光灯のみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成22年経済産業省告示第54号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る

・照明設備の更新
・照明設備の新設

区分	基準 エネルギー 消費効率
直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	79
直管形40形高周波点灯専用形蛍光灯を用いるもの	86.5
直管形40形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	71
直管形40形スタータ形蛍光灯を用いるもの	60.5
直管形20形スタータ形蛍光灯を用いるものであって電子安定器式のもの	77
直管形20形スタータ形蛍光灯を用いるものであって磁気安定器式のもの	49
使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が72を超えるもの	81
使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82
使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5

高効率照明器具(つづき)	使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の 総和が62以下のものであって磁気安定器	59																																															
	コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5																																															
	直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5																																															
<p>(備考)</p> <p>1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。</p> <p>2 「直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの」は、直管形65形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるものを含む。</p> <p>3 「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。</p> <p>4 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格C7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては、定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。</p>																																																	
高効率家庭用ガス温水機器	<p>省エネ法施行令第21条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成16年経済産業省告示第316号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ガス温水機器の種別</th> <th>給排気方式</th> <th>循環方式</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ガス瞬間湯沸器</td> <td rowspan="2">自然 通気式</td> <td rowspan="2">開放式</td> <td rowspan="2"></td> <td>83.5</td> </tr> <tr> <td>開放式以外のもの</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強制 通気式</td> <td rowspan="2">屋外式 以外もの</td> <td rowspan="2"></td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>屋外式</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ガスふろがま(給湯付のもの以外)</td> <td rowspan="3">自然 通気式</td> <td rowspan="3">半密閉式 又は密閉式 (給排気部が 外壁を貫通する 位置が半密閉 式 と同程度の高さ のもの)</td> <td rowspan="3">自然循環 式</td> <td>75.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密閉式 (給排気部 が外壁を貫通する 位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>屋外式</td> <td>76.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">強制 通気式</td> <td rowspan="3">自然循環 式</td> <td rowspan="3"></td> <td>70.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強制循環 式</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガスふろがま(給湯付のもの)</td> <td rowspan="3">自然 通気式</td> <td rowspan="3">半密閉式又は 密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの)</td> <td rowspan="3">自然循環 式</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>屋外式</td> <td>78.9</td> </tr> <tr> <td>自然循環 式</td> <td></td> <td>76.1</td> </tr> </tbody> </table>		区分	ガス温水機器の種別	給排気方式	循環方式	基準エネルギー消費効率	ガス瞬間湯沸器	自然 通気式	開放式		83.5	開放式以外のもの	78	強制 通気式	屋外式 以外もの		80	屋外式	82	ガスふろがま(給湯付のもの以外)	自然 通気式	半密閉式 又は密閉式 (給排気部が 外壁を貫通する 位置が半密閉 式 と同程度の高さ のもの)	自然循環 式	75.5	密閉式 (給排気部 が外壁を貫通する 位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)	71	屋外式	76.4	強制 通気式	自然循環 式		70.8	強制循環 式	77			ガスふろがま(給湯付のもの)	自然 通気式	半密閉式又は 密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの)	自然循環 式	78	密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)	77	屋外式	78.9	自然循環 式		76.1
区分	ガス温水機器の種別	給排気方式	循環方式	基準エネルギー消費効率																																													
ガス瞬間湯沸器	自然 通気式	開放式		83.5																																													
				開放式以外のもの	78																																												
	強制 通気式	屋外式 以外もの		80																																													
				屋外式	82																																												
ガスふろがま(給湯付のもの以外)	自然 通気式	半密閉式 又は密閉式 (給排気部が 外壁を貫通する 位置が半密閉 式 と同程度の高さ のもの)	自然循環 式	75.5																																													
				密閉式 (給排気部 が外壁を貫通する 位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)	71																																												
					屋外式	76.4																																											
	強制 通気式	自然循環 式		70.8																																													
				強制循環 式	77																																												
ガスふろがま(給湯付のもの)	自然 通気式	半密閉式又は 密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの)	自然循環 式	78																																													
				密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)	77																																												
					屋外式	78.9																																											
	自然循環 式		76.1																																														
		<p>・ボイラーの更新</p> <p>・バイオマスを燃料とするボイラーの新設</p>																																															

高効率家庭用ガス温水機器(つづき)		強制通気式	強制循環式	屋外式以外のもの	78.8																																								
				屋外式	80.4																																								
	ガス暖房機器(給湯付のもの以外)				83.4																																								
	ガス暖房機器(給湯付のもの)				83																																								
高効率家庭用石油温水機器	省エネ法施行令第21条第15号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成14年経済産業省告示第435号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。					・ボイラーの更新 ・バイオマスを燃料とするボイラーの新設																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途</th> <th>加熱形態</th> <th>給排気方式又は制御方式</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給湯用のもの</td> <td rowspan="3"></td> <td>瞬間形</td> <td></td> <td>86.0</td> </tr> <tr> <td>貯湯式であって急速加熱形のもの</td> <td></td> <td>87.0</td> </tr> <tr> <td>貯湯式であって急速加熱形以外のもの</td> <td></td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">暖房用のもの</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="3">瞬間形</td> <td>開放式</td> <td>85.3</td> </tr> <tr> <td>半密閉式</td> <td>79.4</td> </tr> <tr> <td>密閉式</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>貯湯式であって急速加熱形のもの</td> <td>オン-オフ制御 オン-オフ制御 以外のもの</td> <td>87.0 82.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯湯式であって急速加熱形以外のもの</td> <td></td> <td>84.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴用のもの</td> <td rowspan="2"></td> <td>伝熱筒のあるもの</td> <td></td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>伝熱筒のないもの</td> <td></td> <td>61.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間(日本工業規格S3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。)が200秒以内のものをいう。 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。 6 「オン-オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。</p>				区分		用途	加熱形態	給排気方式又は制御方式	基準エネルギー消費効率	給湯用のもの		瞬間形		86.0	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0	暖房用のもの		瞬間形	開放式	85.3	半密閉式	79.4	密閉式	82.1	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン-オフ制御 オン-オフ制御 以外のもの	87.0 82.0		貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0	浴用のもの		伝熱筒のあるもの		75.0	伝熱筒のないもの		61.0
区分	用途	加熱形態	給排気方式又は制御方式	基準エネルギー消費効率																																									
給湯用のもの		瞬間形		86.0																																									
		貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0																																									
		貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0																																									
暖房用のもの		瞬間形	開放式	85.3																																									
			半密閉式	79.4																																									
			密閉式	82.1																																									
		貯湯式であって急速加熱形のもの	オン-オフ制御 オン-オフ制御 以外のもの	87.0 82.0																																									
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0																																										
浴用のもの		伝熱筒のあるもの		75.0																																									
		伝熱筒のないもの		61.0																																									
高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機	家庭の用に供する電動圧縮機を用いるCO2冷媒のヒートポンプ方式の給湯機のうち、年間給湯モード熱量を年間給湯モード消費電力量を熱量換算した値で除した数値が3.1以上のもの限り、太陽熱集蓄熱装置を有するものを含む。					・ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 ・ヒートポンプの導入による熱源設備の新設																																							
燃料電池設備	水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。					・コージェネレーションの導入 ・コージェネレーションの新設																																							
電気自動車	原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機のみを搭載した自動車のうち、半導体インバータ方式により当該電動機を制御する機構を有するものに限る。					・電気自動車への更新 ・電気自動車の新規導入																																							
発光ダイオード照明装置	発光ダイオードを光源とする照明装置をいう。					・照明設備の更新 ・照明設備の新設																																							

別表3 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310
トリフルオロメタン	11,700
ジフルオロメタン	650
フルオロメタン	150
一・一・一・二・二ペンタフルオロエタン	2,800
一・一・二・二テトラフルオロエタン	1,000
一・一・一・二テトラフルオロエタン	1,300
一・一・二トリフルオロエタン	300
一・一・一トリフルオロエタン	3,800
一・一ジフルオロエタン	140
一・一・一・二・三・三・三ヘプタフルオロプロパン	2,900
一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロパン	6,300
一・一・二・二・三ペンタフルオロプロパン	560
一・一・一・二・三・四・四・五・五・五デカフルオロペンタン	1,300
パーフルオロメタン	6,500
パーフルオロエタン	9,200
パーフルオロプロパン	7,000
パーフルオロブタン	7,000
パーフルオロシクロブタン	8,700
パーフルオロペンタン	7,500
パーフルオロヘキサン	7,400
六フッ化硫黄	23,900

別表4 公募説明会のスケジュール

公募説明会場所 (会議室等)	所在地/URL	開催日時 (予定)
北海道経済産業局 札幌第1合同庁舎 6階北側 経産局第一会議室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 http://www.hkd.meti.go.jp	2/7(月) 13:00-15:00
近畿経済産業局 大阪合同庁舎1号館 2階 第1会議室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 http://www.kansai.meti.go.jp	2/8(火) 13:30-15:30 2/9(水) 10:00-12:00 13:30-15:30
中国経済産業局 広島合同庁舎2号館 2階第1会議室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 http://www.chugoku.meti.go.jp	2/9(水) 15:00-17:00
関東東北産業保安監督部 東北支部会議室 仙台第2合同庁舎8階	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-2-23 http://www.tohoku.meti.go.jp	2/10(木) 10:00-12:00 13:30-15:30
経済産業省別館 9階944会議室	〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 http://www.meti.go.jp	2/14(月) 13:30-15:30
中部経済産業局 総合庁舎2階大会議室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 http://www.chubu.meti.go.jp	2/15(火) 10:00-12:00 13:30-15:30
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 富山地方合同庁舎 5階共用会議室	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 http://www.chubu.meti.go.jp (富山会場地図URL↓) http://www.chubu.meti.go.jp/hokuriku/sosiki.htm	2/16(水) 10:00-12:00
四国経済産業局 高松サポート合同庁舎 6階607会議室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 http://www.shikoku.meti.go.jp	2/17(木) 13:30-15:30
九州経済産業局 福岡合同庁舎(本館) 5階共用中A・B会議室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 http://www.kyushu.meti.go.jp	2/18(金) 13:30-15:30
内閣府沖縄総合事務局 那覇第2地方合同庁舎2号館 10階会議室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 http://www.ogb.go.jp	2/25(金) 10:00-12:00

- ※ 各説明会の場所及び時間等に変更になることがあります。
- ※ 公募説明会のお問い合わせについては、原則としてG I O（下記宛先）に御連絡ください。
- ※ 各公募説明会場は、G I Oのホームページ (<http://www.teitanso.or.jp/index.html>)にも掲載しておりますので御覧ください。

【公募説明会に関するお問い合わせ先】

〒104-0033

東京都中央区新川1丁目5番18号 泉新川ビル6階

一般社団法人 低炭素投資促進機構 グリーン投資促進事業部

TEL : 03-6280-5798

FAX : 03-6280-5796

E-mail : green@teitanso.or.jp

(御参考)

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金 交付規程

(目的)

第1条 この規程は、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業実施要領（平成22・12・09財産第2号。以下「実施要領」という。）第2の規定に基づき、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）が行う温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付の手續等を定め、もって当該業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 GIOが行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）及び実施要領に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 GIOは、次条に掲げる要件に適合する対象設備（以下「助成対象設備」という。）を新規又は更新により導入し、平成24年度末までの温室効果ガス排出削減量に相当する国内クレジットを創出する事業（以下「助成事業」という。）を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内で温室効果ガス排出削減量見合いの助成金を交付することとする。ただし、リース契約による助成事業にあつては、リース保険契約（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号。以下「低炭素法」という。）第2条第6項に規定するリース保険契約をいう。以下同じ。）を締結して、設備を導入する場合、リース業者（当該リース保険契約を確実に締結することが見込まれるリース業者を含む。）又は設備を導入する事業者に対して交付することとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は企業組合、協業組合、事業協同組合その他の特別な法律により設立された組合及びその連合会であつてGIOが別に定める公募要領（以下単に「公募要領」という。）に定める者であること。
- (2) 自主行動計画（京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定））に基づき、社団法人日本経済団体連合会（以下「日本経団連」という。）傘下の個別業種又は日本経団連に加盟していない個別業種が策定した個別業種単位での二酸化炭素排出削減計画をいう。）に参加していない者であること。

- (3) 平成22年度第一次補正予算成立日（平成22年11月26日）以前に、助成対象設備の導入に係る契約を締結していない者であること。
- (4) 第7条の通知を受ける前に、助成対象設備の導入工事に着工していない者であること。
- (5) その他公募要領に定める要件に適合する者であること。

(助成対象設備)

第4条 助成対象設備は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 低炭素法第2条第3項第1号から第3号までに規定するエネルギー環境適合製品であって、別表に掲げるもの
- (2) 国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（以下「運営規則」という。）第4章第2節に規定する排出削減事業（以下単に「排出削減事業」という。）のために導入される設備であるもの
- (3) 公募要領に定める国庫補助金の交付を受けていないもの
- (4) リース契約による助成事業にあつては、リース保険契約の対象とされているもの
- (5) その他公募要領に定める要件に適合するもの

(助成金の額)

第5条 GIOが助成事業者に対して交付する助成金の額は、当該助成事業者が導入する助成対象設備の稼働開始予定日（次条の申請に際して様式第1による助成金申請書に記載された稼働開始予定日（以下「稼働開始予定日」という。）をいう。）から2年が経過する日（以下「助成金算定対象期間最終日」という。）までの間において削減されることが見込まれる温室効果ガスの量（二酸化炭素以外の温室効果ガスである物質にあつては、公募要領に定めるところにより当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて二酸化炭素の量に換算したもの。以下「温室効果ガス排出削減見込量」という。）に1トン当たり3千円を乗じた金額とする。

(募集及び申請の方法)

第6条 助成金の申請をする者は、様式第1による助成金申請書に、公募要領に定める書類を添付した上で、GIOに提出することとする。その際、提出は郵送によるものとし、配達記録を確認することが可能なものとする。

- 2 その他募集及び申請の方法に係る手続の詳細は、公募要領に定めるところによる。

(交付の決定)

第7条 GIOは、助成事業者から前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、

助成金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第2による交付決定通知書により、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 GIOは、前条の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業者は、GIOが助成金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業を実施するに伴い、温室効果ガス排出削減量の実績を把握できるモニタリング機器を設置の上、運営規則に基づき、GIOを共同実施者として所要の手続きを行い、国内クレジットの認証を受けること。
- (3) 前号の認証を受けた平成24年度末までの間の温室効果ガス排出削減量に相当する国内クレジットについては、全てGIOが取得すること。
- (4) 助成事業者は、第10条の規定に基づき導入工事完了届出書を提出した後、稼働開始予定日までに助成対象設備を稼働させるべきこと。
- (5) 助成事業者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめGIOの承認を受けるべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の実施により導入した助成対象設備については、助成金算定対象期間最終日までの間、善良なる管理者の注意をもって管理を行うこと。
- (7) 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間、助成事業により取得した、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分（助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、第17条第1項の規定に基づきあらかじめ様式第7による財産処分承認申請書をGIOに提出し、その承認を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間において、取得財産等を処分したときは、第17条第2項の規定に基づくGIOの請求に応じ、助成金の額の全部又は一部を納付すべきこと。
- (9) 助成事業者は、GIOが排出削減事業に係る実績報告等を受け、当該報告等における実績等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、GIOの指示に従うべきこと。
- (10) 助成事業者は、GIOが第18条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (11) 助成事業者は、GIOが第18条第3項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、GIOが指定する期日までに返還するとともに、第18条第4項の規定に基

づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(12) その他公募要領に定めるところによること。

(助成対象設備の導入)

第9条 助成事業者は、第7条の通知を受けた後、助成対象設備の導入工事に着工し、第6条第1項の申請に際して様式第1による助成金申請書に記載した導入工事完了予定日までに、当該導入工事を完了しなければならない。

2 前項の導入工事の着工日は、助成対象設備の全部又は一部の導入工事に着工した日とする。

(導入工事完了の届出)

第10条 助成事業者は、助成対象設備の導入工事の完了後、速やかに、様式第3による導入工事完了届出書に、公募要領に定める書類を添付した上で、G I Oに提出しなければならない。

(助成金の支払)

第11条 G I Oは、前条の届出を受理した後、速やかに助成事業者に対し助成金の支払を行うこととする。

(申請の取下げ)

第12条 助成事業者は、第6条第1項の申請を行った後、第7条の通知を受けるまでの間に当該申請の取下げをしようとするときは、様式第4による申請取下届出書をG I Oに提出しなければならない。

(助成事業の変更の承認等)

第13条 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による変更承認申請書に、公募要領に定める書類を添付した上で、G I Oに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成事業の内容を変更（導入工事完了予定日及び稼働開始予定日の変更を含む。）しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

イ 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ助成事業者の自由な創意により、より助成目的に資するものと考えられる場合。

ロ 事業計画の細部の変更である場合。

(2) 助成事業の全部又は一部を他の者に承継しようとする場合。

(3) 助成事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとする場合。

2 G I Oは、前項の申請を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る助成事業の

変更等の内容が適正であると認め、これを承認したときは、様式第6による変更承認通知書により、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

3 GIOは、前項の承認をする場合は、必要に応じ、当該助成事業に係る助成金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(不備書類の扱い)

第14条 GIOは、第6条第1項に規定する助成金申請書(添付書類を含む。)、第10条に規定する導入工事完了届出書(添付書類を含む。)又は第13条第1項に規定する変更承認申請書(添付書類を含む。)に不備があった場合は、助成事業者に対し、期限をもって書類の不備を是正するように指示することができるものとする。

(GIOによる現地調査等)

第15条 GIOは、助成金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて助成事業者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理)

第16条 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間において、善良なる管理者の注意をもって取得財産等の管理を行うとともに、助成金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、助成事業者は、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない事由により、取得財産等が毀損され、又は滅失したときは、その旨をGIOに届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第7による財産処分承認申請書をGIOに提出し、その承認を受けなければならない。

2 GIOは、助成事業者が助成金算定対象期間最終日までの間において、取得財産等を処分したときは、助成金の額の全部又は一部をGIOに納付させることができるものとする。

(交付の決定の取消し及び助成金の返還)

第18条 GIOは、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定に基づき行った交付の決定(第13条第3項の規定による決定の内容の変更を含む。)の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業者が、法令、この規程、公募要領又はこれらに基づくGIOの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合。

- (3) 運営規則に基づく排出削減事業計画の承認を受けることができないことが事実となった場合。
 - (4) 様式第1による助成金申請書に記載された温室効果ガス排出削減見込量と運営規則に基づく排出削減実績報告書における温室効果ガス排出削減量との乖離幅が、国内クレジット制度において通常生じうる乖離幅よりも著しく大きい場合。ただし、G I O が認める特別の事情があった場合は、この限りでない。
 - (5) 助成事業者が、前条第1項の規定による承認を受けた場合。
 - (6) 前五号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業又は排出削減事業の全部又は一部を継続しない場合。
- 2 G I Oは、前項の取消しを行ったときは、様式第8による交付決定取消通知書により、速やかに助成事業者へ通知するものとする。
 - 3 G I Oは、第1項の取消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を付して当該助成金の返還を命ずるものとし、助成事業者はその指示に従わなければならない。
 - 4 G I Oは、前項の返還を命じたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該助成事業者から徴収するものとする。
 - 5 G I Oは、第3項の返還を命じた場合において、期限内に納付がないときは、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて当該助成事業者から徴収するものとする。

(助成事業者の承継)

第19条 G I Oは、助成金算定対象期間最終日までの間において、助成事業者の相続、法人の合併又は分割等により、助成事業を行う者が変更される場合において、当該変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による助成事業者承継申請書をあらかじめ提出させることにより、当該者が助成金の交付に係る変更前の当該助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(G I Oによるデータ等の提供要請)

第20条 G I Oは、国の施策に基づき国内クレジット制度の普及を図るため、必要な範囲において助成事業者に対して国内クレジット制度の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 助成事業者は、G I Oから必要な範囲内においてデータ等の提供の申出を受けた場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 その他助成金の交付等に関し必要な事項は、別に公募要領に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年1月21日から適用する。

別表 助成対象設備

<p>太陽光発電設備</p>	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールの変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="486 450 866 539"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン結晶系太陽電池</td> <td>13.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>7.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>8.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)太陽電池モジュールの変換効率は、太陽電池モジュールのセル変換効率を指すものとし、シリコン結晶系太陽電池及びシリコン薄膜系太陽電池にあつては、日本工業規格C8960に定める真性変換効率をいい、太陽電池の接続等の非発電領域面積を除く有効発電面積を基に算出された効率をいう。化合物系太陽電池にあつてもこれに準ずるものとする。</p>	区分	基準変換効率	シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント	化合物系太陽電池	8.0パーセント												
区分	基準変換効率																				
シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント																				
シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント																				
化合物系太陽電池	8.0パーセント																				
<p>風力発電装置</p>	<p>風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。</p>																				
<p>水力発電設備</p>	<p>水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る。</p>																				
<p>太陽熱利用装置</p>	<p>熱交換により太陽熱を利用するための装置をいう。</p>																				
<p>雪氷熱利用装置</p>	<p>雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するものに限る。</p>																				
<p>バイオマス利用装置</p>	<p>バイオマス利用装置(次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの</p>																				
<p>高効率蒸気ボイラ</p>	<p>蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するものうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの。</p>																				
<p>高効率温水ボイラ</p>	<p>供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。</p>																				
<p>熱電併給型動力発生装置</p>	<p>エンジン(希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。)又はタービン(予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>イ 出力が10キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの ロ 出力が10キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするものうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの</p>																				
<p>高効率電動機</p>	<p>低圧三相かご形誘導電動機のうち、日本工業規格C4212に定める試験方法により測定した効率値が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準効率値以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="539 1765 912 1926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">種別</th> <th rowspan="2">基準効率値</th> </tr> <tr> <th>定格出力(キロワット)</th> <th>極数(極)</th> <th>周波数(ヘルツ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">全開形電動機</td> <td rowspan="4">0.2</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>71.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>74.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別			基準効率値	定格出力(キロワット)	極数(極)	周波数(ヘルツ)	全開形電動機	0.2	2	50	70.0	60	71.0	4	50	72.0	60	74.0
区分	種別			基準効率値																	
	定格出力(キロワット)	極数(極)	周波数(ヘルツ)																		
全開形電動機	0.2	2	50	70.0																	
			60	71.0																	
		4	50	72.0																	
			60	74.0																	

高効率電動機(つづき)

0.4	2	50	76.0
		60	77.0
	4	50	76.0
		60	78.0
	6	50	78.0
		60	76.0
0.75	2	50	77.5
		60	78.5
	4	50	80.5
		60	82.5
	6	50	78.5
		60	80.0
1.5	2	50	83.0
		60	84.0
	4	50	82.5
		60	84.0
	6	50	88.0
		60	84.5
2.2	2	50	84.5
		60	85.5
	4	50	85.5
		60	87.0
	6	50	84.5
		60	86.0
3.7	2	50	87.0
		60	87.5
	4	50	86.0
		60	87.5
	6	50	86.0
		60	87.0
5.5	2	50	88.0
		60	86.5
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.0
		60	89.0
7.5	2	50	88.5
		60	89.0
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.5
		60	89.5
11	2	50	90.0
		60	90.2
	4	50	90.2
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.2
15	2	50	90.0
		60	90.2
	4	50	90.6
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.2
18.5	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	91.7
		60	92.4
	6	50	91.0
		60	91.7
22	2	50	91.0
		60	91.0
	4	50	91.7
		60	92.4
	6	50	91.0
		60	91.7
30	2	50	91.4
		60	91.7
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	91.7
		60	92.4

高効率電動機(つづき)

5.5	2	50	87.0
		60	87.5
	4	50	87.5
		60	88.5
	6	50	87.0
		60	88.5
7.5	2	50	88.0
		60	88.5
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.0
		60	89.0
11	2	50	89.0
		60	89.5
	4	50	90.0
		60	90.6
	6	50	89.0
		60	90.0
15	2	50	89.5
		60	90.2
	4	50	90.2
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.6
18.5	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	90.6
		60	91.4
	6	50	90.6
		60	91.4
22	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	91.4
		60	92.1
	6	50	91.0
		60	91.7
30	2	50	91.0
		60	91.4
	4	50	91.7
		60	92.1
	6	50	91.4
		60	92.1
37	2	50	91.4
		60	91.7
	4	50	92.1
		60	92.4
	6	50	91.7
		60	92.4
45	2	50	91.7
		60	92.1
	4	50	92.1
		60	92.7
	6	50	92.1
		60	92.7
55	2	50	92.1
		60	92.4
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	92.4
		60	93.0
75	2	50	92.4
		60	92.7
	4	50	92.7
		60	93.3
	6	50	92.4
		60	93.0
90	2	50	92.7
		60	93.0
	4	50	93.0
		60	93.6
	6	50	92.7
		60	93.3

高効率電動機(つづき)	<table border="1" data-bbox="539 271 911 707"> <tr> <td rowspan="6">110</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">132</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>93.3</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">160</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>94.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>94.1</td> </tr> </table> <p>(備考)「定格出力」とは、軸において連続して使用可能な機械的出力をいう。</p>	110	2	50	93.0	60	93.3	4	50	93.3	60	93.6	6	50	93.0	60	93.6	132	2	50	93.3	60	93.6	4	50	93.3	60	93.9	6	50	93.3	60	93.9	160	2	50	93.9	60	94.1	4	50	93.6	60	94.5	6	50	93.6	60	94.1			
110	2			50	93.0																																															
			60	93.3																																																
	4		50	93.3																																																
			60	93.6																																																
	6		50	93.0																																																
		60	93.6																																																	
132	2	50	93.3																																																	
		60	93.6																																																	
	4	50	93.3																																																	
		60	93.9																																																	
	6	50	93.3																																																	
		60	93.9																																																	
160	2	50	93.9																																																	
		60	94.1																																																	
	4	50	93.6																																																	
		60	94.5																																																	
	6	50	93.6																																																	
		60	94.1																																																	
高効率変圧器	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第18号に掲げる変圧器のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成14年経済産業省告示第438号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が、油入変圧器にあっては100分の144以上のもの、モールド変圧器にあっては100分の148以上のものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="497 904 978 1527"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>相数</th> <th>定格周波数</th> <th>定格容量</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">油入変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 15.3S^{0.696}$</td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 14.4S^{0.698}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルトアンペア以下</td> <td></td> <td>$E = 23.8S^{0.653}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルトアンペア超</td> <td></td> <td>$E = 9.84S^{0.842}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルトアンペア以下</td> <td></td> <td>$E = 22.6S^{0.651}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルトアンペア超</td> <td></td> <td>$E = 18.6S^{0.745}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モールド変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 22.9S^{0.647}$</td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td>$E = 23.4S^{0.643}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルトアンペア以下</td> <td></td> <td>$E = 33.6S^{0.626}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルトアンペア超</td> <td></td> <td>$E = 24.0S^{0.727}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルトアンペア以下</td> <td></td> <td>$E = 32.0S^{0.641}$</td> </tr> <tr> <td>500キロボルトアンペア超</td> <td></td> <td>$E = 6.1S^{0.716}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。 E及びSは、次の数値を表すものとする。 <p>E: 基準エネルギー消費効率 S: 定格容量(単位キロボルトアンペア)</p>	区分	相数	定格周波数	定格容量	基準エネルギー消費効率	油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$	60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 23.8S^{0.653}$	500キロボルトアンペア超		$E = 9.84S^{0.842}$	60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 22.6S^{0.651}$	500キロボルトアンペア超		$E = 18.6S^{0.745}$	モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 22.9S^{0.647}$	60ヘルツ		$E = 23.4S^{0.643}$	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 33.6S^{0.626}$	500キロボルトアンペア超		$E = 24.0S^{0.727}$	60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 32.0S^{0.641}$	500キロボルトアンペア超		$E = 6.1S^{0.716}$
区分	相数	定格周波数	定格容量	基準エネルギー消費効率																																																
油入変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$																																																
		60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$																																																
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 23.8S^{0.653}$																																															
			500キロボルトアンペア超		$E = 9.84S^{0.842}$																																															
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 22.6S^{0.651}$																																															
			500キロボルトアンペア超		$E = 18.6S^{0.745}$																																															
モールド変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 22.9S^{0.647}$																																																
		60ヘルツ		$E = 23.4S^{0.643}$																																																
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 33.6S^{0.626}$																																															
			500キロボルトアンペア超		$E = 24.0S^{0.727}$																																															
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下		$E = 32.0S^{0.641}$																																															
			500キロボルトアンペア超		$E = 6.1S^{0.716}$																																															
高効率切削加工機	<p>被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。</p>																																																			
高効率研削盤	<p>外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。</p>																																																			

高効率特殊加工機	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。
高効率液圧プレス	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。
サーボ駆動式機械プレス	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。
高効率鍛造機	鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの
低燃費型建設機械	土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからホまでのいずれかに該当するものに限る。 イ 作業強度に応じて、エンジンの回転数を制御し、又は作動部に供給される油圧を切り換える機構を有するもの ロ 作動部の操作レバーの位置が中立であるときのエンジン回転をアイドル回転とする機構を有するもの ハ 作動部の負荷を検知して、油圧を調整するポンプを有するもの ニ 作動部の作業状態に対応して変化する油圧ポンプの負荷を検知して当該油圧ポンプの合計馬力をエンジン馬力以内に制御する機構を有するもの ホ 油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構を有するもの
高効率燃焼式工業炉	燃焼式工業炉のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。 イ 廃熱回収装置(リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。)を有するもの ロ プロセスガス低減装置を有するもの ハ 空燃比精密制御装置を有するもの
高効率電気式工業炉	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。
断熱強化型工業炉	工業炉のうち、炉内部壁が高性能断熱材によって構成されているものに限る。
原材料予熱型工業炉	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。
高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。
高効率生型造型機	生砂を用いて鑄型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。
省エネルギー型ダイカストマシン	ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの ロ 電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの
高効率天然ガス自動車	可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車のうち、同種の一般的な自動車と比べてエネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いものとして燃料供給装置にマルチポイントインジェクション方式の機構を有するものに限る。
高効率吸収式冷凍機	空調用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(日本工業規格B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る
高効率吸収式冷温水機	空調用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る
廃熱投入型吸収式冷凍機	冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る
廃熱投入型吸収式冷温水機	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る
高効率ターボ冷凍機	空調用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る

高効率ヒートポンプ熱源機	<p>次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。</p> <p>ロ 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。</p>																									
高効率ガスエンジンヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以上のものに限る</p> <table border="1" data-bbox="539 533 906 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">消費エネルギー効率</th> </tr> <tr> <th>冷房能力(kw)</th> <th>日本工業規格B8627適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7.1超 28未満</td> <td>適合機種</td> <td>1.42</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">28以上 35未満</td> <td>適合機種</td> <td>1.67</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">35以上 67未満</td> <td>適合機種</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">67以上</td> <td>適合機種</td> <td>1.86</td> </tr> <tr> <td>適合外機種</td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)「消費エネルギー効率」は、日本工業規格B8627-1に適合する製品にあっては、同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、それ以外の製品にあっては、室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。</p>	区分		消費エネルギー効率	冷房能力(kw)	日本工業規格B8627適合	7.1超 28未満	適合機種	1.42	適合外機種	1.15	28以上 35未満	適合機種	1.67	適合外機種	1.33	35以上 67未満	適合機種	1.86	適合外機種	1.33	67以上	適合機種	1.86	適合外機種	1.23
区分		消費エネルギー効率																								
冷房能力(kw)	日本工業規格B8627適合																									
7.1超 28未満	適合機種	1.42																								
	適合外機種	1.15																								
28以上 35未満	適合機種	1.67																								
	適合外機種	1.33																								
35以上 67未満	適合機種	1.86																								
	適合外機種	1.33																								
67以上	適合機種	1.86																								
	適合外機種	1.23																								
高効率家庭用エアコンディショナー	<p>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンディショナーであって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="539 1227 944 1917"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>ユニットの形態</th> <th>冷房能力</th> <th>室内機の寸法タイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">直吹き形で壁掛け形のもの</td> <td rowspan="2">3.2キロワット以下</td> <td>寸法規定タイプ</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>寸法フリータイプ</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.2キロワット超 4.0キロワット以下</td> <td>寸法規定タイプ</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>寸法フリータイプ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>4.0キロワット超 5.0キロワット以下</td> <td></td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>5.0キロワット超 6.3キロワット以下</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	区分			基準エネルギー消費効率	ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8	寸法フリータイプ	6.6	3.2キロワット超 4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9	寸法フリータイプ	6	4.0キロワット超 5.0キロワット以下		5.5	5.0キロワット超 6.3キロワット以下		5	
区分			基準エネルギー消費効率																							
ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ																								
直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8																							
		寸法フリータイプ	6.6																							
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9																							
		寸法フリータイプ	6																							
	4.0キロワット超 5.0キロワット以下		5.5																							
	5.0キロワット超 6.3キロワット以下		5																							

高効率家庭用エアコンディショナー(つづき)

	6.3キロワット超 28.0キロワット以下		4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く)	3.2キロワット以下		5.2
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下		4.8
	4.0キロワット超 28.0キロワット以下		4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下		5.4
	4.0キロワット超 7.1キロワット		5.4
	7.1キロワット超 28.0キロワット		5.4

(備考)「寸法規定タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種をいう。「寸法フリータイプ」とは、寸法規定タイプ以外のものをいう。

高効率業務用エアコンディショナー

省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率を、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないものに限る。

区分 形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力	基準 エネルギー 消費効率
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	E=6.0
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	E=5.1
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$

<p>高効率業務用エアコンディショナー(つづき)</p>	<table border="1" data-bbox="539 264 970 806"> <tr> <td rowspan="4">マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの</td> <td rowspan="4"></td> <td>10.0キロワット未満</td> <td>E=5.7</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.11 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上40.0キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.065 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td>40.0キロワット以上50.4キロワット以下</td> <td>$E=4.8-0.040 \times (A-40)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの</td> <td rowspan="2">直吹き形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>E=4.7</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td> <td>E=4.7</td> </tr> </table> <p>(備考)</p> <p>1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。</p> <p>2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下同じ。</p> <p>3 E及びAは次の数値を表すものとする。</p> <p>E: 基準エネルギー消費効率</p> <p>A: 冷房能力(単位キロワット)</p>	マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0キロワット未満	E=5.7	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの				10.0キロワット未満	E=5.7																	
				10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$																	
				20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$																	
		40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$																			
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9																			
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9																			
	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7																			
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7																			
<p>蓄熱式空気調和装置</p>	<p>空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するものうち、定格日量冷却効率(定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)又は定格日量加熱効率(定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)が2.2以上のものに限る</p>																					
<p>氷蓄熱式空気調和機</p>	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機(室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。)及び氷蓄熱槽を有するものうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.0以上のものに限る</p>																					
<p>冷媒用コンデンシングユニット</p>	<p>インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る</p>																					
<p>高効率業務用冷凍冷蔵庫</p>	<p>業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る</p>																					
<p>高効率ショーケース</p>	<p>ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は直管形40形高周波点灯専用形蛍光灯(本工業規格C7617-2に規定する方法により測定した蛍光灯単体の全光束値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光束をルーメンで表した数値を、本工業規格C8105-3で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに限る。)、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するものに限る</p>																					
<p>高効率ヒートポンプ式給湯機</p>	<p>業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る</p>																					
<p>高効率業務用ガス給湯器</p>	<p>業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る</p>																					
<p>省エネルギー型自動販売機</p>	<p>省エネ法施行令第21条第17号に掲げる自動販売機のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省告示第289号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が100分の62以上のものに限る</p> <table border="1" data-bbox="507 1657 965 1836"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>販売する飲料の種類</th> <th>自動販売機の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>コールド専用機又はホットオアコールド機</td> <td>$E=0.218V+401$</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基準エネルギー消費効率	販売する飲料の種類	自動販売機の種別		コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$													
区分		基準エネルギー消費効率																				
販売する飲料の種類	自動販売機の種別																					
	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$																				

省エネルギー型自動販売機(つづき)

缶・ ボトル 飲料	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)		$E=0.798V_a+414$
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482V_a+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482V_a+500$
紙容器 飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)	$E=0.63V_b+1474$
	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.477V+750$
ホットアンドコールド機		$E=0.401V_b+1261$	
カップ式 飲料			$E=1020(T \leq 1500)$
			$E=0.293T+580(1500 < T)$

- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- E、V、V_a、V_b、Tは、次の数値を表すものとする。
E: 基準エネルギー消費効率(単位キロワット時毎年)
V: 実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位リットル)
V_a: 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位リットル)
V_b: 調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位リットル)
T: 調整熱容量(湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。)(単位キロジュール)

高効率照明器具

省エネ法施行令第21条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のうち、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成22年経済産業省告示第54号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る

区分	基準 エネルギー 消費効率
直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79
直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの	86.5
直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71
直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5

高効率照明器具(つづき)

直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器	59
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

(備考)

- 1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 2 「直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるもの」は、直管形65形高周波点灯専用形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 3 「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 4 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格C7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

高効率家庭用ガス温水機器

省エネ法施行令第21条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成16年経済産業省告示第316号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率等が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。

区分				基準 エネルギー 消費効率
ガス 温水機器 の種別	通気方式	循環方式	給排気 方式	
ガス瞬間 湯沸器	自然 通気式		開放式	83.5
			開放式 以外のもの	78
	強制 通気式		屋外式 以外もの	80
			屋外式	82

高効率家庭用ガス温水機器(つづき)

ガスふろがま(給湯付のもの以外)	自然 通気式	自然循環 式	半密閉式 又は密閉式 (給排気部が 外壁を貫通する 位置が半密閉 式 と同程度の高さ のもの)	75.5
			密閉式 (給排気部 が外壁を貫通する 位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)	71
			屋外式	76.4
	強制 通気式	自然循環 式		70.8
		強制循環 式		77
	ガスふろがま(給湯付のもの)	自然 通気式	自然循環 式	半密閉式又は 密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの)
密閉式(給排気 部が外壁を貫通 する位置が半密 閉式と同程度の 高さのもの以外)				77
屋外式				78.9
強制 通気式		自然循環 式		76.1
		強制循環 式	屋外式 以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房 機器(給湯付の もの 以外)				83.4
ガス暖房 機器(給湯付の もの)				83

高効率家庭用石油温水機器

省エネ法施行令第21条第15号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成14年経済産業省告示第435号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。

区分			基準 エネルギー 消費効率
用途	加熱形態	給排気方式又は 制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速 加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速 加熱形以外のもの		85.0

高効率家庭用石油温水機器(つつぎ)	瞬間形	開放式	85.3	
		半密閉式	79.4	
		密閉式	82.1	
	暖房用のもの	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン-オフ制御	87.0
			オン-オフ制御以外のもの	82.0
		貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
	浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
伝熱筒のないもの			61.0	
(備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間(日本工業規格S3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。)が200秒以内のものをいう。 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。 6 「オン-オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。				
高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機	家庭の用に供する電動圧縮機を用いるCO2冷媒のヒートポンプ方式の給湯機のうち、年間給湯モード熱量を年間給湯モード消費電力量を熱量換算した値で除した数値が3.1以上のものに限り、太陽熱集蓄熱装置を有するものを含む。			
燃料電池設備	水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。			
電気自動車	原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機のみを搭載した自動車のうち、半導体インバータ方式により当該電動機を制御する機構を有するものに限る。			
発光ダイオード照明装置	発光ダイオードを光源とする照明装置をいう。			

(様式第1)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金申請書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程(低炭素機構(G)(10)第001号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金の交付を申請します。

記

3. 助成事業の内容

4. 助成事業の目的

3. 助成金交付申請額

- (1) 助成事業による温室効果ガス排出削減見込量(2年分) t-CO2
(2) 助成金交付申請額 円

4. 助成対象設備の導入工事完了予定日

平成 年 月 日

5. 助成対象設備の稼働開始予定日

平成 年 月 日

(注) この申請書には、公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者

住 所

名 称

代表者等名

殿

一般社団法人 低炭素投資促進機構

代表理事

印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成22年度温室効果
ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金については、温室効果ガス
排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)(10)
第001号。以下「交付規程」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付する
ことに決定したので通知します。

記

交付決定番号

号

1. 助成金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第
号をもって申請のありました平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グ
リーン投資促進事業費助成金申請書の記載のとおりとします。
2. 助成金の額は、次のとおりとします。

助成金の額

円

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知す
るところによるものとします。

3. 助成事業者は、以下の交付条件に従って助成事業を実施しなければなりません。
- (1) 助成事業者は、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「G I O」という。）が助成金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (2) 助成事業者は、助成事業を実施するに伴い、温室効果ガス排出削減量の実績を把握できるモニタリング機器を設置の上、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則に基づき、G I Oを共同実施者として所要の手続を行い、国内クレジットの認証を受けること。
 - (3) 前号の認証を受けた平成24年度末までの間の温室効果ガス排出削減量に相当する国内クレジットについては、全てG I Oが取得すること。
 - (4) 助成事業者は、交付規程第10条の規定に基づき導入工事完了届出書を提出した後、稼働開始予定日までに助成対象設備を稼働させるべきこと。
 - (5) 助成事業者は、交付規程第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめG I Oの承認を受けるべきこと。
 - (6) 助成事業者は、助成事業の実施により導入した助成対象設備については、助成金算定対象期間最終日までの間、善良なる管理者の注意をもって管理を行うこと。
 - (7) 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間、助成事業により取得した、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分（助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、交付規程第17条第1項の規定に基づきあらかじめ様式第7による財産処分承認申請書をG I Oに提出し、その承認を受けるべきこと。
 - (8) 助成事業者は、助成金算定対象期間最終日までの間において、取得財産等を処分したときは、交付規程第17条第2項の規定に基づくG I Oの請求に応じ、助成金の額の全部又は一部を納付すべきこと。
 - (9) 助成事業者は、G I Oが排出削減事業に係る実績報告等を受け、当該報告等における実績等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、G I Oの指示に従うべきこと。
 - (10) 助成事業者は、G I Oが交付規程第18条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
 - (11) 助成事業者は、G I Oが交付規程第18条第3項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、G I Oが指定する期日までに返還するとともに、交付規程第18条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第18条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (12) その他G I Oが別に定める公募要領に定めるところによること。

4. 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付規程及び公募要領の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項又は第2項の規定による交付の決定の取消、交付規程第18条第1項の規定による補助金等の返還及び交付規程第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付の決定を行わないこと。
- (4) 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

5. その他G I Oの付した条件を遵守しなければなりません。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第3)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金導入工事完了届出書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)(10)第001号)第10条の規定に基づき、助成対象設備の導入工事の完了について下記のとおり届け出ます。

記

交付決定番号

号

1. 助成金申請書における導入工事完了予定日 平成 年 月 日
2. 助成対象設備の導入工事完了日 平成 年 月 日
3. 助成対象設備の導入を確認できる写真等
※日付入りのものとする。
4. 温室効果ガス排出削減量の実績を把握できるモニタリング機器の設置を確認できる写真等

5. 助成金の振込先

金融機関名 (カタカナ・左詰)																				
支店名 (カタカナ・左詰)																				
銀行番号					支店コード					預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他							
口座名義 (カタカナ・左詰) (姓と名の間は1マス空ける)																				
口座番号 (右詰)																				

(注) この申請書には、別に定める公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第4)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金申請取下届出書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)(10)第001号)第12条の規定に基づき、平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金の申請の取下げについて下記のとおり届け出ます。

記

交付決定番号

号

1. 助成事業の内容

2. 助成金の申請の取下げ理由

3. 取り下げる申請に係る助成事業による排出削減見込量及び助成金交付申請額

(1) 助成事業による温室効果ガス排出削減見込量(2年分) t-CO2
(2) 助成金交付申請額 円

(注) この申請書には、別に定める公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱(平成22・12・09財産第1号)に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第5)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金変更承認申請書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)(10)第001号)第13条第1項の規定に基づき、助成事業の変更等について下記のとおり申請します。

記

交付決定番号

号

1. 助成事業の内容
2. 変更等の内容
3. 変更等の理由
4. 変更等が助成事業に及ぼす影響

5. 変更等後の助成事業による排出削減見込量及びその算出根拠

(注)

1. 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置も含めて、この様式に準じて申請すること。
2. 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書（案）、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書並びに承継する助成事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。
3. この申請書には、別に定める公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第6)

番 号
年 月 日

助成事業者
住 所
名 称
代表者等名

殿

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった変更承認申請書につき
ましては、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規
程（低炭素機構(G)(10)第001号)第13条第2項に基づき、下記のとおり承認しま
す。

記

交付決定番号

号

1. 交付決定の内容の変更等
2. 変更等の承認に係る条件

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリー
ン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助
金を助成事業者に交付するものです。

(様式第7)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金財産処分承認申請書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)(10)第001号)第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付決定番号

号

1. 助成事業の内容
2. 助成対象設備のうち処分しようとする財産
3. 処分の形態

1. 譲渡	2. 交換	3. 貸付	4. 担保	5. その他 ()
-------	-------	-------	-------	------------

4. 処分の予定時期

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 処分の理由

(注) この申請書には、別に定める公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第8)

番 号
年 月 日

助成事業者
住 所
名 称
代表者等名 殿

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金については、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構(G)(10)第001号)第18条第2項の規定に基づき、交付の決定を取り消したので下記のとおり通知します。

記

交付決定番号

号

1. 助成事業の内容

2. 既に交付を受けている助成金の額 円

3. 交付の決定を取り消した助成金の額 円

4. 交付の決定を取り消した理由

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(様式第9)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
代表理事 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金助成事業者承継申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった平成22年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金に係る助成事業を行う者の地位を承継し、当該助成事業を継続して実施したいので、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金規程（低炭素機構(G)(10)第001号)第19条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付決定番号

号

1. 旧助成事業者名
2. 新助成事業者名
3. 助成事業を行う者の地位の承継理由
4. 助成事業の内容
5. 既に交付を受けている助成金の額 円

(注) この申請書には、別に定める公募要領に定める書類を添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成22・12・09財産第1号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。